

令和5年 議案第18号

みよし市スポーツ推進審議会委員の解嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年4月18日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、みよし市スポーツ推進審議会委員の任期途中での退職に伴い、解職する必要があるからである。

みよし市スポーツ推進審議会 解嘱委員名簿

解嘱委員 氏 名	所 属	解嘱理由	任 期	解嘱日
西 垣 美 貴 (学識経験者)	株式会社 名古屋グランパスエイト	社内異動による	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和5年3月31日
都 築 克 章 (関係行政機関)	みよし市立 三好丘中学校	校長会における 充て職交代による	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和5年3月31日

〇みよし市スポーツ推進審議会条例

昭和57年3月19日

条例第8号

改正 平成20年3月25日条例第17号

平成23年9月22日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、スポーツ推進審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 みよし市にスポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 審議会は、みよし市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じてスポーツの推進に関する事項について調査審議し、及びこの事項について教育委員会に建議する。

(委員)

第4条 審議会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第17号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前のみよし市スポーツ振興審議会条例第4条第2項の規定により任命されたスポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、第2条の規定による改正後のみよし市スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定により、スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第5条の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。